

一発で免許取消し！ 「あおり運転」が厳罰化！

令和2年（2020年）6月16日

「あおり運転」は、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる極めて悪質で危険な行為です。これまで、「あおり運転」を直接取り締まる規定がありませんでしたが、令和2（2020）年6月30日から「妨害運転罪」が創設されます。今後は、違反1回で免許取消処分となり、最長5年懲役刑や罰金など厳しい罰則が科されます。



「あおり運転」に対する罰則はどのように厳罰化されたの？

違反による罰則は、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられます。基礎点数は酒気帯びと同じ25点です。また、高速道路上で相手車両を停車させるなど、著しい危険を生じさせた場合は、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。基礎点数は35点で、酒酔い運転と同じです。これらに違反すると事故を起こさなくても免許を取り消されることとなります。

行為	罰則	行政処分
通行妨害目的で交通の危険のおそれのある方法により、一定の違反をした場合	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	違反点数 25点 →免許取消し（欠格期間2年）
上の行為に加え、著しい危険（高速での停車等）を生じさせた場合	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	違反点数 35点 →免許取消し（欠格期間3年）

■もしも「あおり運転」の被害を受けたときは

・サービスエリアやパーキングエリア（PA）などの安全な場所へ避難する

事故の危険があるため、道路上には停車しないようにし、人目のある駐車場やPA等へ移動すること。

・警察に110番通報する

同乗者がいる場合は、同乗者が110番通報しましょう。

・警察が来るまで車外に出ない

車を止めたら、ドアを必ずロックし、警察が到着するまでは車内で待機すること。相手が追ってきて、脅したり挑発したりしてきても、不用意に車外に出ないでください。



・ドライブレコーダー等で相手の行為を撮影する

事前対策として、ドライブレコーダー等のカメラを活用することも有効です。「あおり運転」をしてきた相手の行為を映像や画像に記録しておくことで、相手が現場からいなくなっても、捜査に役立てることができます。